

【初任者研修に関するFAQ（小・中学校向け）】

Q	A
<p>欠席については、どのような手続きが必要でしょうか。</p>	<p>当日、病気等、やむを得ない理由で欠席する場合は、所属校の校長が県立総合教育センター初任者研修担当へ電話で連絡してください。(048-556-3419)</p> <p>数日間にわたる体調不良や事前に研修に参加することができない事由が発生した際には、校長は所管の教育委員会にまず連絡をしてください。</p> <p>欠席が承認されましたら、欠席届を3部作成し、所管の教育委員会に提出してください。</p> <p>※平成30年度より公印省略及び電子メールでの提出も可</p>
<p>期日変更をする場合は、どのような手続きが必要でしょうか。</p>	<p>初任者研修は法定研修であるため出席が原則ですが、学校行事等で研修への参加がむずかしい場合には、小・中学校ともに2グループで研修を組んでいますので、期日変更で対応できます。期日変更をする場合、市町村教育委員会と県立総合教育センターで協議をします。所属校の校長は、所管の市町村教育委員会に連絡をしてください。</p> <p>期日変更が承認されましたら、期日変更届を3部作成し、所管の教育委員会に提出してください。</p> <p>尚、内容によっては小中間の日程で期日変更が可能です。</p> <p>※期日変更の協議は6月末までを原則とします。</p> <p>※特別支援学級新担当者研修会の読み替えについては、変更届等の提出の必要はありません。</p>
<p>どのような場合、期日変更をすることができるのでしょうか。</p>	<p>遠足、林間学校、修学旅行等の引率、授業参観、保護者会、中学校部活動の郡市大会(地区予選)の引率などの事由で、期日変更が可能な場合は、承認しています。</p> <p>ただし、中学校の教科別研修は合同研修ですので期日変更ができませんので、学校行事等の計画の調整や部活動顧問の配置の配慮をしてください。</p>
<p>特別支援学級がない学校や中学校の教科によっては初任者1名しか配置されていない学校の示範授業や授業研究は、どのように進めたらよいでしょうか。</p>	<p>示範授業は、近隣の学校に行き、見せていただくこととなります。実施に当たって、先方の学校との連絡調整は管理職が当たってください。授業研究のために、教科指導教員の先生に授業の指導をお願いする場合は、出張で来ていただくこととなりますので、派遣依頼文書を作成してください。なお、初任者が出かけていく場合に関しては必要ありません。</p>
<p>学校研修記録の作成については、どのように行うのですか？</p>	<p>「初任者研修実施要項細則」8の(4)には、学校研修の実施記録を作成し、次年度以降の初任者研修等の指導資料として3年間保管するものと定められております。その際は、研修で使用した資料も添付して保管してください。(参考様式)手引きのダウンロードページにあります。</p>

【初任者研修に関するFAQ（市町村教育委員会向け）】

Q	A
欠席については、どのような手続きが必要でしょうか。	<p>当日、病気等、やむを得ない理由で欠席する場合は、所属校の校長がセンターへ連絡します。</p> <p>数日間にわたる体調不良や事前に研修に参加することができない事由が発生した際には、連絡を受けた市町村教育委員会は、各教育事務所に連絡をし、義務教育指導課と協議の上、学校に指示を出してください。</p> <p>尚、欠席等届の様式は他の年次研等とは異なりますので、ご注意ください。（センターHPの手引き掲載ページ、または、初任者研修情報サイトにワード版で掲載）</p> <p>※平成30年度より公印省略及び電子メールでの提出も可</p>
欠席後のレポートについて	<p>欠席に伴う研修の機会を設けるため、欠席（及び半日以上の上の遅刻・早退）の場合、レポートの提出を求めます。課題等については、初任者研修情報サイトにて連絡します。提出期限は研修後1ヶ月以内を原則としますが、体調不良等やむを得ない場合はセンター担当へご相談ください。</p>
期日変更をする場合は、どのような手続きが必要でしょうか。	<p>学校行事等どうしても研修への参加がむずかしい場合には、小・中学校ともに2グループで研修を組んでありますので、期日変更で対応します。</p> <p>期日変更をする場合、連絡を受けた市町村教育委員会は、センターと協議の上、学校に指示を出してください。</p> <p>※期日変更の協議は6月末までを原則とします。</p>
どのような場合、期日変更をすることができるのでしょうか。	<p>遠足、林間学校、修学旅行等の引率、授業参観、保護者会、学校部活動の郡市大会(地区予選)の引率などの事由で、期日変更が可能な場合は、承認しています。</p> <p>ただし、中学校の教科別研修は期日変更ができませんので、学校行事等の計画の調整や部活動顧問の配置の配慮をしてください。</p>
特別支援学級がない学校や中学校の教科によっては初任者1名しか配置されていない学校の示範授業や授業研究は、どのように進めたらよいでしょうか。	<p>示範授業は、近隣の学校に出かけて行って、見せていただくことになります。</p> <p>実施に当たって、先方の学校との連絡調整は管理職が当たります。授業研究のために教科指導教員の先生に授業の指導をお願いする場合は、出張で来てもらうこととなりますので、派遣依頼文書を作成します。なお、初任者が出かけていく場合に関しては必要ありません。</p>
学校研修記録の作成について、どのように行いますか。	<p>学校研修記録については、校内指導教員、拠点校指導教員が中心となり、指導した教員等で記録を作成します。次年度以降の初任者研修の指導資料として3年間保管するものと定められています。</p>